

岩手県選挙管理委員会規程第3号

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																													
(名称、位置及び所管区域)	(名称、位置及び所管区域)																																													
<p>第1条 岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第18条の規定により設置する事務局出張所（以下「出張所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">位 置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所</td> <td style="text-align: center;">花巻市</td> <td style="text-align: center;">花巻市</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局水沢出張所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所</td> <td style="text-align: center;">一関市</td> <td style="text-align: center;">一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡花泉町の区域 西磐井郡</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局千・出張所</td> <td style="text-align: center;">一関市</td> <td style="text-align: center;">一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所管区域	[略]			岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	花巻市	花巻市	[略]			岩手県選挙管理委員会事務局水沢出張所	[略]		岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡花泉町の区域 西磐井郡	岩手県選挙管理委員会事務局千・出張所	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡	岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所	[略]		<p>第1条 岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第18条の規定により設置する事務局出張所（以下「出張所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">位 置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所</td> <td style="text-align: center;">花巻市</td> <td style="text-align: center;">花巻市 <u>遠野市</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局奥州出張所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所</td> <td style="text-align: center;">一関市</td> <td style="text-align: center;">一関市 <u>西磐井郡</u> <u>東磐井郡</u></td> </tr> <tr> <td>岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所管区域	[略]			岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	花巻市	花巻市 <u>遠野市</u>	[略]			岩手県選挙管理委員会事務局奥州出張所	[略]		岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所	一関市	一関市 <u>西磐井郡</u> <u>東磐井郡</u>	岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所	[略]	
名 称	位 置	所管区域																																												
[略]																																														
岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	花巻市	花巻市																																												
[略]																																														
岩手県選挙管理委員会事務局水沢出張所	[略]																																													
岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡花泉町の区域 西磐井郡																																												
岩手県選挙管理委員会事務局千・出張所	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡																																												
岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所	[略]																																													
名 称	位 置	所管区域																																												
[略]																																														
岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	花巻市	花巻市 <u>遠野市</u>																																												
[略]																																														
岩手県選挙管理委員会事務局奥州出張所	[略]																																													
岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所	一関市	一関市 <u>西磐井郡</u> <u>東磐井郡</u>																																												
岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所	[略]																																													

岩手県選挙管理委員会事務局遠野出張所	遠野市	遠野市
[略]		

2 [略]

(職)

第3条 [略]

2 所長は地方振興局長を、副所長は地方振興局の企画総務部長をもって充てる。

3 [略]

(公印)

第4条 所長の公印は、次のとおりとし、所長が管守する。

岩手県選挙管理委員会事務局盛岡出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局北上出張所長
岩手県選挙管理委員会事務局水沢出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局千厩出張所長
岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局遠野出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局釜石出張所長
岩手県選挙管理委員会事務局宮古出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局久慈出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局二戸出張所長

印材 つげ

大きさ 方21ミリメートル

2 [略]

[略]	

2 [略]

(職)

第3条 [略]

2 所長は広域振興局長、広域振興局総合支局長又は地方振興局長を、副所長は広域振興局総務部長、広域振興局総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長をもって充てる。

3 [略]

(公印)

第4条 所長の公印は、次のとおりとし、所長が管守する。

岩手県選挙管理委員会事務局盛岡出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局北上出張所長
岩手県選挙管理委員会事務局奥州出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局大船渡出張所長
岩手県選挙管理委員会事務局釜石出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局宮古出張所長	岩手県選挙管理委員会事務局久慈出張所長
岩手県選挙管理委員会事務局二戸出張所長		

印材 つげ

大きさ 方21ミリメートル

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。